

令和 5 年 7 月 26 日

岩国市地域公共交通会議委員 各位

岩国市地域公共交通会議

会長 杉 岡 匡

令和 5 年度第 2 回岩国市地域公共交通会議の開催（書面開催）について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、地域公共交通の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の事項につきまして、本来であれば会議を開催して御審議をお願いすべきところではありますが、書面による開催とさせていただきますので、書面による御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、協議資料の内容につきまして、今後の国との協議により部分的に調整箇所が生じた場合、その調整等については事務局に一任させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 協議事項

(1) 過疎地域乗合バス「大藤線」の路線新設について

資料. 1

岩国市の師木野地区（六呂師・叶木・柱野）には、かねてから「いわくにバス株式会社」が平日 1 日 2 往復、バスを運行（岩国駅～大藤）していますが、近年利用者が少ない状況が続いているため、本年 9 月 30 日をもって、当路線の一部（六呂師～大藤）廃止となる予定です。

廃止となる区間（六呂師～大藤）に代わる公共交通の運行について、市と地元で協議した結果、大藤から岩国駅までの間については、過疎地域乗合バスを運行することで合意を得たところです。

なお、当路線の運行については、岩国市地域公共交通会議の承認が必要とされていますので、この度、別紙資料. 1 の運行計画案について協議いただくものです。

(2) 自家用有償旅客運送の更新申請について

資料. 2

岩国市生活交通バスは、中国運輸局山口運輸支局長から自家用有償旅客運送者として登録を受け旅客輸送を行っていますが、登録有効期間が本年9月30日をもって満了となります。

満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする場合は、岩国市地域公共交通会議において協議が調ったことを証する書類を添付の上、道路運送法第79条の6の規定に基づく更新手続きを行う必要があります。

玖珂町、周東町、本郷町、錦町、美川町及び美和町の各地域において運行している岩国市生活交通バスは、各地域とも引き続き運行する予定としており、資料. 2のとおり更新申請を行うものです。

2 協議方法

書面協議

3 回答方法

別添の「書面議決書」に記入年月日、所属、役職、氏名（押印不要）、各協議事項に対する賛否（「賛成」又は「反対」）を記載いただき、ファックス、電子メール等により御返信ください。

4 回答期限

令和5年8月10日（木）まで（必着）

以上

（事務局）

岩国市交通政策課交通政策班 大野

〒740-8585 岩国市今津町一丁目14-51

TEL：0827-29-5106 FAX：0827-24-4209

電子メール：koutsu@city.iwakuni.lg.jp